

香芝市告示第60号

香芝市産後ケア事業実施要綱を次のように定める。

令和7年3月31日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市産後ケア事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家族等から産後の支援が得られない等、特に支援を必要とする母子に対して、心身のケアや育児のサポートを行うことで、育児不安の解消及び安心して子育てができる支援体制の確保を図るとともに、子どもの虐待の未然防止を目的として実施する香芝市産後ケア事業（以下「事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、香芝市（以下「市」という。）とする。

2 前条の目的を達成するために、次に掲げる要件を全て満たす母子保健法（昭和40年法律第141号）第17条の2第1項第1号に規定する施設の設置者（以下「事業者」という。）に事業を委託するものとする。

- (1) 母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第7条の4に規定する基準を満たしていること。
- (2) 事業に従事する助産師、保健師又は看護師（以下「助産師等」という。）を1名以上配置し、事業の実施体制が確保できること。ただし、ショールステイ（宿泊型）については、1名以上の助産師等を24時間体制で配置すること。
- (3) 香芝市産後ケア事業業務委託事業者募集要項及び香芝市産後ケア事業における安全管理マニュアルを遵守できること。
- (4) 利用者に対する食事の提供ができること。
- (5) 第4条に規定する事業内容を提供できること。
- (6) 市と連携及び調整を行うことができること。

(対象者)

第3条 事業の利用対象者は、市内に住所を有する産後1年未満の母と乳児であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 産後に母の心身の不調がある者
- (2) 育児等に不安があり、育児に関する相談、指導等の心理的支援が必要な者
- (3) 家族等から産後の支援が得られない者

2 前項の規定にかかわらず、市長が事業の利用対象者とする必要があるであ

ると認めたときは、その者を利用対象者とすることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、事業を利用することができない。

(1) 感染性疾患に罹患している者

(2) 入院又は加療を要する状態で、事業の利用に支障がある者

(事業内容)

第4条 事業は、市が作成する支援計画に基づき、母子に対して心身のケア又は育児サポートを行うため、次の各号に掲げる対象のサービス区分ごとに、当該各号に掲げる支援を行うこととする。

(1) ショートステイ（宿泊型） 母子を宿泊させ、次に掲げる支援を実施する。

イ 産婦の身体的ケア及び保健指導

ロ 産婦の心理的ケア

ハ 適切な授乳実施に向けた指導及びケア（乳房マッサージを含む。）

ニ 育児についての具体的な指導

ホ 産婦に対する療養上の世話及び育児サポート等

ヘ その他必要な保健指導及び情報提供

(2) デイケア（通所型） 母子を日帰りで施設利用させ、前号イからへまでに掲げる支援を実施する。

(利用日数)

第5条 事業の利用日数は、ショートステイ（宿泊型）及びデイケア（通所型）の利用日数を合算して7日を限度とする。この場合において、ショートステイ（宿泊型）の利用については、利用の初日及び最終日をそれぞれ1日とし、デイケア（通所型）の利用については、1回を1日とする。

(利用期間)

第6条 ショートステイ（宿泊型）とデイケア（通所型）の利用期間は、出産した日から起算して1年を経過する日の前日までの間とする。

(実施日時等)

第7条 ショートステイ（宿泊型）の実施時間、実施日及び休業日については、次に定めるとおりとする。

(1) 実施時間 午前10時から翌日午前10時までの間で実施するものとする。ただし、利用者の希望を踏まえて事業者が実施時間を変更することができる。

(2) 実施日及び休業日 事業者の施設運営基準に準ずることとする。

2 デイケア（通所型）の実施時間、実施日及び休業日については、次に定め

るとおりとする。

(1) 実施時間 午前10時から午後4時までの間で実施するものとする。ただし、利用者の希望を踏まえて事業者が実施時間を変更することができる。

(2) 実施日及び休業日 事業者の施設運営基準に準ずることとする。

(利用の申請等)

第8条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、香芝市産後ケア事業利用登録申請書（第1号様式）により、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、体調不良、入院、交通手段がないことその他市長がやむを得ないと認める事情により前項の申請をすることができないときは、口頭で申請することができる。この場合において、申請者は、後日関係書類を添えて市長へ提出するものとする。

3 申請年度（当該年度の課税状況が判明しない場合にあっては、前年度）の市町村民税が非課税である世帯（以下「非課税世帯」という。）及び生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯（以下「生活保護世帯」という。）は、市長にこれを証する書類を提出しなければならない。ただし、証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(利用承認)

第9条 市長は、前条第1項及び第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用の承認又は不承認を決定するとともに、その旨を香芝市産後ケア事業利用登録承認通知書兼利用管理票（第2号様式）又は香芝市産後ケア事業利用登録不承認通知書（第3号様式）により速やかに申請者に通知するものとする。

(事業者への申請)

第10条 申請者は、前条第1項の規定による承認を受けたときは、利用しようとする事業者を利用の申込みをしなければならない。

2 事業者は、前項の規定による申込みがあったときは、申請者に対して利用に係る必要な調整及びサービスの内容の説明をしなければならない。

(事業者への通知)

第11条 市長は、申請者を受け入れる事業者が決まったときは、香芝市産後ケア事業受入依頼書（第4号様式）に香芝市産後ケア事業利用登録申請書（第1号様式）の写しを添えて、速やかに当該事業者に依頼するものとする。

(自己負担額等)

第12条 利用者は、事業者が定める額から別表に定める市負担額（事業者が

定める額が別表に定める市負担額を超えないときは、事業者が定める額）を差し引いた額（以下「自己負担額」という。）及び食事に要する費用を負担しなければならない。

- 2 自己負担額及び食事に要する費用は、事業者に対し、直接支払うものとする。

（変更の届出等）

第13条 利用者は、第8条第1項又は第2項の規定により申請した事項に変更が生じた場合又は事業の利用の中止を希望する場合は、香芝市産後ケア事業利用登録変更・中止届（第5号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 利用者は、第10条第1項の規定による申込みの内容に変更が生じた場合は、当該利用日の前々日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。））、12月29日から翌年の1月3日までの日（休日を除く。以下「年末年始」という。））、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、年末年始、日曜日又は土曜日でない日）の午後5時までに事業者に連絡しなければならない。

- 3 事業者は、前項に規定する期日までに利用者から連絡がないまま利用の変更をされた場合は、利用者に対し、ショートステイ（宿泊型）については3,000円、デイケア（通所型）については1,500円を上限として請求することができる。

（利用承認の取消し又は停止）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 利用者が、虚偽の申込みその他不正な手段により利用の承認を受けたとき。
 - (2) 利用者が、利用目的に反する行為をしたとき。
 - (3) 利用者が、施設管理者の指示に従わないとき。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が産後ケア事業の利用を不適切と認めるとき。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を停止することができる。
 - (1) 施設において感染症、災害その他の事由が発生し、利用に適さなくなったとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が産後ケア事業の利用を不適切と認める

とき。

（不当利得の返還）

第15条 利用者は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、事業の利用に係る費用の全額（第2号については、第5条に規定する利用日数の上限を超えた分の費用に限る。）を事業者を支払わなければならない。

（1）偽りその他不正な手段により事業を利用したとき。

（2）第5条に規定する利用日数の上限を超えて利用したとき。

（3）この要綱の規定に違反したとき。

（実施結果の報告）

第16条 事業者は、支援を終了した場合は、香芝市産後ケア事業実施結果報告書（第6号様式）を作成し、市長に報告するものとする。

2 事業者は、産後ケア終了後も継続的に支援が必要な利用者について、市と情報交換を行う等により、連携するものとする。

（委託料の請求）

第17条 事業者は、香芝市産後ケア事業の委託料について、香芝市産後ケア事業委託料請求書（第7号様式）を作成し、香芝市産後ケア事業実施結果報告書（第6号様式）を添えて、当月分を翌月10日までに市長に請求するものとする。

（委託料の支払）

第18条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、その請求内容を審査し、支払要件を満たしているものについて、委託料を支払うものとする。

（研修の実施）

第19条 事業者は、産後ケア事業に従事する職員に対し、必要な研修を受講させることにより、資質向上に努めるものとする。

（帳票類の整備等）

第20条 事業者は、事業の適正な実施を確保するため、サービスに関する記録その他必要と認める帳票類を整備しなければならない。

2 市長は、事業者に対し、帳票類の提出、サービス内容の確認その他必要な調査を実施することができる。

（帳票類の保管及び廃棄）

第21条 事業者は、帳票類を5年間保存しなければならない。この場合において保存に際しては、所定の保管場所に収納し、滅失、毀損、盗難等の防止に十分留意するものとする。

2 保存年限の過ぎた帳票類を廃棄する場合は、裁断又は溶解処理等を確実に実施するものとする。

(事業内容の改善)

第22条 市長は、事業の適正な実施を図り、良質なサービスを提供するため、事業者の業務内容を調査し、改善について必要な措置を講ずるものとする。

(その他)

第23条 この要綱に定めるもののほか、産後ケア事業の実施に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱（以下「新要綱」という。）は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 新要綱の施行の際現に香芝市産後ケア事業実施要綱を廃止する要綱（令和7年4月1日施行）による廃止前の香芝市産後ケア事業実施要綱第9条第2項の規定によりなされた依頼及び同要綱第15条の規定によりなされた請求は、新要綱第11条の規定によりなされた依頼及び新要綱第17条の規定によりなされた請求とみなす。

別表（第 1 2 条関係）

区分	階層区分	市負担額	
		基本額	多胎加算 （2 人目以降の乳 児 1 人当たり）
ショートステイ （宿泊型） 1 泊	課税世帯	45,900円	15,300円
	非課税世帯 生活保護世帯	50,150円	16,700円
デイケア （通所型） 6 時間	課税世帯	18,450円	7,650円
	非課税世帯 生活保護世帯	20,150円	8,350円

備考 この表において「課税世帯」とは、非課税世帯及び生活保護世帯を除いた世帯をいう。

第 1 号様式（第 8 条、第 1 1 条関係）

香芝市産後ケア事業利用申請書

年 月 日

香芝市長

住 所
氏 名

次のとおり香芝市産後ケア事業の利用を申請します。

産 婦	住 所				
	フリガナ		生 年 月 日	年 月 日	
	氏 名		出 産 医 療 機 関		
	電 話 番 号				
乳 児	フリガナ		生 年 月 日	年 月 日 (在胎週数 週)	
	氏 名		出 生 体 重	g	
	フリガナ		生 年 月 日	年 月 日 (在胎週数 週)	
	氏 名		出 生 体 重	g	
母 子 以 外 の 世 帯 構 成		氏 名	フリガナ	続 柄	生 年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
世 帯 区 分		☐ 課税世帯 ☐ 非課税世帯・生活保護世帯			
緊 急 連 絡 先	フリガナ		産 婦 と の 関 係		
	氏 名				
	電 話 番 号				
申 請 理 由		☐ 出産後、身体面での不調があるため ☐ 出産後、精神面での不調があるため ☐ 育児に不安があり、育児に関する相談、指導等の心理的支援が必要であるため ☐ 家族等から産後の支援が得られないため ☐ その他（ ）			
希 望 内 容		☐ 授乳についての相談（乳房ケア、授乳方法等） ☐ 育児に関する相談（乳児のお風呂、乳児の発育・発達の確認、身の回りのお世話全般） ☐ 産婦の産後の体調等の相談 ☐ その他（ ）			

備考 世帯区分、申請理由及び希望内容の欄については、該当するものにチェックを入れてください。

裏面も記入してください。

同 意 欄
☐ 産後ケア事業の利用に当たり、市が事業者に対して必要な個人情報を提供すること及び事業者が市に必要な個人情報を提供すること。
☐ 希望の日時及び日数を利用できない場合があること。
☐ 申請後、産後ケア事業の利用の内容について変更が必要な場合は、利用日の前々日の午後５時まで（利用日の前々日が土日祝日又は年末年始の場合は、その日より前の最も近い平日）に利用施設へ連絡すること。定められた期限を過ぎて利用の変更や中止をした場合は、キャンセル料を支払わなければならないこと。
☐ 産後ケア事業サービス終了時に、利用施設に対して自己負担額（利用施設が定める額から市負担額を差し引いた額）及び食事に要する費用を支払うこと。
☐ 市負担額に係る世帯区分などを確認するために審査に必要な範囲で、住民基本台帳による世帯状況、世帯構成員の市町村民税課税状況及び生活保護受給の有無について、市が調査すること。
☐ 利用当日に感染症の疑い（発熱、下痢、嘔吐又は咳が続くなどの症状）がある場合や、医療行為に必要な産婦又は乳児は利用できないこと。
☐ 虚偽の申請により産後ケア事業の助成を受けた場合、市が承認した利用日数の上限を超えて利用した場合又は香芝市産後ケア事業実施要綱の規定に違反した場合は、産後ケア事業の利用に係る費用の全額（利用日数の上限を超えて利用した場合は、利用日数の上限を超えて利用した分の費用に限る。）を事業者を支払わなければならないこと。

備考 同意欄の内容に同意する場合は、チェックを入れてください（全てに同意しない場合は、産後ケア事業を利用することができません。）。

第2号様式（第9条関係）

香芝市指令 第 号
年 月 日

様

香芝市長



香芝市産後ケア事業利用登録承認通知書兼利用管理票

年 月 日に申請のありました香芝市産後ケア事業の利用について、次のとおり承認しましたので通知します。

利 用 者 氏 名	
乳 児 氏 名	
利 用 日 数	
登 録 有 効 期 限	年 月 日まで有効
備考	

産後ケア事業利用日記入欄（事業者記入）

[illegible]

第 3 号様式（第 9 条関係）

香芝市指令 第 号
年 月 日

様

香芝市長



香芝市産後ケア事業利用登録不承認通知書

年 月 日に申請のありました香芝市産後ケア事業の利用について、次の理由により不承認とすることに決定しましたので通知します。

理由：

第 4 号様式（第 1 1 条関係）

様

香芝市長



香芝市産後ケア事業受入依頼書

次のとおり香芝市産後ケア事業の利用を承認しましたので、受入れを依頼します。

利 用 者 氏 名	
乳 児 氏 名	
利 用 日 数	
登 録 有 効 期 限	年 月 日まで有効
備考	

第5号様式（第13条関係）

香芝市産後ケア事業利用登録変更・中止届

年 月 日

香芝市長

住 所
氏 名
電 話 番 号

利用の承認を受けた香芝市産後ケア事業について、次のとおり届け出ます。

1 利用者

産 婦 氏 名	
乳 児 氏 名	

2 届出内容

(1) 届出区分 ☐変更 ☐中止

(2) 変更内容の詳細

☐産婦氏名 ☐乳児氏名 ☐産婦住所 ☐産婦電話番号 ☐その他

変 更 前	変 更 後

(3) 変更又は中止の理由

第 6 号様式（第 1 6 条、第 1 7 条関係）

香芝市産後ケア事業実施結果報告書

年 月 日

香芝市長

所 在 地

施 設 名

代 表 者 名

次のとおり、香芝市産後ケア事業を実施しましたので、報告します。

利 用 者	住 所		
	氏 名	産婦	乳児
	生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
利 用 実 績	☐ ショートステイ （ 宿 泊 型 ）	日間（実施日： ）	
	☐ デイケア （ 通 所 型 ）	日間（1日当たり 時間） （実施日： ）	
実 施 項 目	産 婦 の ケ ア		
	乳 児 の ケ ア		
	指 導 ・ 助 言 内 容		

備考 利用実績の欄については、該当するものにチェックを入れ、必要事項を記入してください。

第7号様式（第17条関係）

香芝市産後ケア事業委託料請求書
(年 月分)

年 月 日

香芝市長

所在地	
名称	
代表者名	

印

請 求 額 金 円

請求内容

実 施 内 容	委 託	料	利 用 日 数	利 用 人 数	請 求 金 額
ショートステイ (宿 泊 型)	課税世帯	円	1 泊 2 日	人	円
			2 泊 3 日	人	円
			3 泊 4 日	人	円
			泊 日	人	円
	多胎加算	円	泊 日	人	円
	非課税世帯 生活保護世帯	円	泊 日	人	円
	多胎加算	円	泊 日	人	円
デイケア (通 所 型) 6 時 間	課税世帯	円	日	人	円
	多胎加算	円	日	人	円
	非課税世帯 生活保護世帯	円	日	人	円
	多胎加算	円	日	人	円
合 計					円